

広報ひらかた「短信コーナー」利用の手引き

このコーナーは、会員募集や催しのお知らせを掲載することで、市民団体の自主的な活動などを支援することを目的に設けています。記事掲載にあたっては、あらかじめ登録申請が必要です。

<登録について>

1 登録方法 以下の書類3点を市役所広報プロモーション課へ提出してください。

①利用者登録申請書（広報プロモーション課で配布）②会則③直近の収支報告書
登録は最大1年間（4月～翌年3月）有効です。

2 登録基準 ①2名以上の会員で構成する団体であること。

②会員の過半数が枚方市内在住・在職・在学で、活動の本拠が枚方市内にあること。

③活動の主目的が営利・宗教・政治活動、公序良俗に反する活動でないこと。また、政治的色彩又は宗教的色彩が強い催物を行う団体、特定の思想、史観又は主義主張に偏るおそれのある催物を行う団体でないこと。

④会員が運営するサークルであり、講師主体の教室でないこと。

団体の代表者が講師として謝礼を受け取っている団体や代表者・役員は会費を払わず
その他会員から徴収した会費で運営している団体は講師主体の教室と判断します。

※ただし以下の団体については、不特定多数の市民を対象とした文化芸術の発表や
地域振興などの催しを掲載する場合に限り、登録できます。

- ・NPO 法人や社会福祉法人など非営利の法人格の団体。
- ・営利団体のうち、同業者による協会、中小企業による協同組合、商店会、
芸術文化団体（講師主体の教室については月会費 3,500 円以下のものに限る）など。

3 注意事項 ①登録申請内容に変動のあった場合は、速やかに広報プロモーション課へ届け出てください。

②登録申請内容と異なる活動内容や費用徴収があった場合は、登録を取り消します。

③登録申請の内容は、登録者に知らせることなく公開することがあります。

<掲載について>

1 掲載基準

①会員募集

- ・入会金が3000円以下。
- ・月会費（1月当たりの徴収額）が3,500円以下。

②催し

- ・対象者を特定した催しでないこと。
- ・徴収額が1人3,000円以下。

※徴収額が1人2,000円を超える場合は、催し終了後に収支決算書の提出を求める場合があります。

2 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。①②は広報プロモーション課にある所定の原稿用紙に記入。

①広報プロモーション課へ持参。

②ファクス（送信後、必ず電話で広報プロモーション課に受信を確認してください）。

③右記QRコードまたは市ホームページのトップページにあるバナー「広報ひらかた」をクリックし、「市民サークルの会員募集や催しを掲載！短信コーナー」から、入力フォームで送信。

(URL <https://www.city.hirakata.osaka.jp/cmsform/enquete.php?id=656>)



3 掲載回数

同一団体につき1年間（5月号～翌年4月号）に4回以内。2号連続での掲載不可。

※営利団体の催しは年2回以内。

4 提出の締切

掲載希望月の前々月25日（必着）。ただし25日が土・日曜、祝日の場合はその前日。

※年末年始は締め切りが早くなりますので、ご注意ください。

5 原稿の掲載内容

以下の項目は、必ず入れてください。

① 催し	「タイトル」「内容」「開催日時・場所」「徴収費用」「団体名・問い合わせ先」
② 会員募集	「団体名」「内容」「活動日時・場所」「入会金・月会費など徴収費用」「問い合わせ先」

- ・文字数は60文字以内（数字は半角とみなし、連続する2つの数字で1文字とする）。
- ・「問い合わせ先」はメールアドレスでも可。その場合はアドレスを除き文字数は45文字以内。
- ・「問い合わせ先」は連絡が取りやすい電話番号にしてください（携帯電話も可）。
- ・記事内容によっては、広報プロモーション課で一部を省略や修正、削除など調整する場合があります。
- ・「広報ひらかた」では、聴覚障害のある方などのために、問い合わせ先にファクス番号を併記しています。ファクス番号併記のご協力をお願いします（字数制限には含まれません）。

6 内容の確認

原稿の提出後、電話で掲載内容の確認を行います。

連絡が取れない場合、掲載できないことがありますのでご注意ください。

※不掲載・誤記事による損害が生じて、市は補償できませんのでご了承ください。

問い合わせ：広報プロモーション課 電話 841-1258 FAX846-5341